

ダイバーシティ基準原則

2015.12.11

新光商事

取締役会

1. 基本的な考え

当社グループは全てのステークホルダーへの配慮を図り、企業価値の最大化と安定性を保つ為に、可能な限りの多様な人材の採用・登用・教育に傾注するものとする。この考え方は人種・性別・その他あらゆる差別を超えた公平かつ企業の社会的責任を果たすことを基礎として、当社の経営理念を実現する為に必要な人材を確保することに重きをおくということである。但し、同時にコンパクトで身の丈にあった組織を原則とする。

2. 取締役会の構成

12名以下の組織として複数の社外取締役を置くことを原則とする。また監査役は4名以下として社外監査役を半数以上とする。

3. 取締役候補者の選任基準

当社の経営理念を実現できる人材。

卓越したリーダーシップ能力を有し困難な局面でも冷静に判断できる人材。
業界の特徴を熟知したうえで将来の洞察力と事業の成長にトライ出来る創造力と気力のある人材。

管理能力に優れリスクに対して適切な提案や処理の出来る人材。

率先垂範し困難な事態にも冷静に判断が出来てメンタルの強い人材。

当社業界や必要な法律・会計・財務・技術等の卓越した知識を有し、マネージメントに活用できる人材。

グローバルな見識やきめ細かな配慮が出来て自身の特性を経営に発揮出来る人材。

4. 社員の採用基準

誠実で継続した努力の出来る人材。

自分で行動をコントロール出来て組織のために行動の出来る人材。

知性や知識にあふれ将来成長できる人材。

特殊な技能や卓越した専門知識を有し、組織の成長に貢献できる人材。

卓越したマネージメント能力を有する人材。

グローバルで献身的な姿勢を持つ人材。

以上